

中東情勢の変化等を踏まえた単品スライド条項に関する説明会

におけるQ & A

No.	問	回答
No.1	電気工事において、ケーブルはその他工事材料に含まれているか。	電気工事であれば、ケーブル類が主要な工事材料になると思う。詳細は、発注者に協議願う。
No.2	一度申請した後に品目の取り下げは可能か。	協議開始前までにご連絡いただければ取り下げも可能。
No.3	購入先を含まない二社の見積もり提出というところがあるが、最低価格が同額だった場合、どちらから購入しても構わないか。	最低価格であれば問題ない。
No.4	単品スライドとインフレスライドを併用する場合、二つに分けて請求する形になるのか。それともインフレスライドの中に単品スライドを入れてまとめて請求できるのか。	インフレスライド、単品スライドでそれぞれ請求願う。
No.5	対象の品目及び材料で、鋼材類の賃料、損料も対象とすることが可能と記載されているが、仮設工の足場にかかる、賃料とか損料とかも対象とすることができるという認識でよいか。	仮設材につきましても、対象とすることはできる。
No.6	新規追加工種においてスライドが発生した場合、どこの時点の単価を採用されるのか。	工種が新たに追加された場合は、指示月単価との変動額を確認する。
No.7	スライドの27枚目、工期末が令和5年3月31日という例があり、スライドの受注者負担が1.5%（全体）、1.0%（インフレ）となって、単品スライド額にはその受注者負担かからないとある。 工期延期を行い、令和5年3月31日に既済部分検査した工事が続く場合において、令和5年4月1日以降の単品スライドを行う場合は、受注者負担額は、どのような扱いになるか。	インフレスライドの対象となっている工種については、単品スライドの受注者負担は行わない。
No.8	舗装工事において、下請業者に材工で発注した場合、アスファルト混合物購入単価の証明には、プラントが下請業者に発行した請求書が必要であるという認識でよいか。	単品スライドの請求を行う材料の対象数量、搬入・購入等の時期、単価購入価格及びそれが証明できる納品書、請求書、領収書となる。 下請企業等が購入している場合は、その企業の書類（納品書、請求書、領収書）で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認する必要がある。（単品スライドマニュアルP.40）
No.9	単品スライドの協議開始は、工期末の45日前までに行う必要があるとされている。最終変更契約後に単品スライドを適用する場合、工期末の45日前までに最終変更契約を締結する必要がある。最終変更契約に必要な数量計算の提出や物価調査の開始には、さらに30日程度（約1ヶ月）の期間を要する。そのため、工程が厳しい現場においては、工期末の75日前までに数量計算を提出するスケジュールは、困難である。 ついては、単品スライドの協議開始が工期末の45日前までという規定について、柔軟なご対応をお願いできないか確認したい。	説明会においてもお伝えしたとおり、手続き期間、現場の後片付け期間等を考慮して申請・協議期間を設定しているため、基本は「残工期が2ヶ月以上ある全ての工事」が対象工事だが、最終的な数量の確定までに期間を要する場合などこれによりがたい場合も想定されるため、その場合は、発注者と十分調整の上実施できることになっている。（単品スライドマニュアルP.43,44） 今般の中東情勢の状況下ではこのような「但し書き」の場合として認められると考えている。一概に残工期2ヶ月以上に縛られることなく、発注者に相談・協議していただきたい。

No.	問	回答
No.10	アスファルト混合物は毎月価格が上昇している。同じアスファルト混合物を複数月にわたって使用した場合、単品スライドが適用される際の単価決定はどのようなものか、確認させていただきたい。	複数の月に現場へ搬入・購入した場合は、各搬入月の単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。 (単品スライドマニュアルP.9,68)
No.11	工事内容、工事数量が変更となった場合、単品スライド対象判断となる請負代金は「精算変更後の請負代金」が該当するのか。若しくは「当初の請負代金」が該当するのか。	単品スライド額の算定にあたって、請負代金額・対象数量は、「最終的な全体工事費・契約数量」をもって行うことが原則である。(単品スライドマニュアルP.43,44)
No.12	単品スライド条項における残工期2か月以上の条件について、規模等によっては75日というものもある。この場合実質申請期間は15日程度しかない。残工期2か月の根拠をご教示いただきたい。また、実際の運用面について施工規模・工事期間に適した残工期の設定や実施工前の申請など柔軟に対応してもらえないか。	説明会においてもお伝えしたとおり、手続き期間、現場の後片付け期間等を考慮して申請・協議期間を設定しているため、基本は「残工期が2ヶ月以上ある全ての工事」が対象工事だが、最終的な数量の確定までに期間を要する場合などこれによりがたい場合も想定されるため、その場合は、発注者と十分調整の上実施できることになっている。 (単品スライドマニュアルP.43,44) 今般の中東情勢の状況下ではこのような「但し書き」の場合として認められると考えている。一概に残工期2ヶ月以上に縛られることなく、発注者に相談・協議していただきたい。
No.13	標準単価・市場単価の場合、材料費について、スライドに伴う精算方法を助言願う。	設計図書に材料の数量が記載されている場合は、その数量については対象とすることができる。この場合、市場単価に代えて、その材料の実勢価格または実際の購入価格を変動前・変動後の価格として変動額を算出する。(単品スライド算定表にて算出可能。)(単品スライドマニュアルP.15、37、63、64、65)
No.14	材料入荷が出来ない場合、工期延伸を含め、共通仮設費、現場管理費等の補正はどうか。また、工期延伸が不可能な場合は、打ち切り精算になるのか。助言願う。	個別判断となるため発注者に相談・協議していただきたい。 なお、受注者の責めに帰することができない理由により工期の延長や一時中止した場合は、土木工事標準積算基準書の「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算」に基づき増加費用を計上することができる。
No.15	現在、様々な材料価格が高騰しており、主要材料に限らず数量の多寡にかかわらず広範囲なコスト上昇が、工事費用を圧迫している。 単品スライド条項では、数量の少ない材料は「請負代金の1%以上」という判定基準により対象外となるが、インフレスライド条項を適用した場合は、これら数量の少ない材料も含めた工事全体が変動額の算定対象に含まれるか。	インフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般について、急激なインフレーション又はデフレーションといった短期間で急激な変動が生じた場合の中間修正的な変更である。 単品スライド条項は、特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更である。また、急激な価格高騰のタイミングにおいて、積算価格(実勢価格)に価格変動が反映されるのにタイムラグが生じた場合においても、実際の購入金額でスライド変更額を算定可能となっている。 なお、インフレスライドと単品スライドは併用することができ、申請の順番は問わない。変更契約は、中間修正的なインフレスライドが先行し、精算的な変更である単品スライドを最後に実施することになる。 インフレスライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものである。詳細はインフレスライドマニュアルを参照願う。

No.	問	回答
No.16	品目の分類について確認させてほしい。コンクリート二次製品は、側溝や擁壁といった細目ごとに個別に分類されるのか。あるいは、「コンクリート二次製品」という一つの品目として、側溝や擁壁などを合算して判定（1%判定）することが可能なのか。	説明会において、説明資料P12にてお伝えしたとおり、コンクリート二次製品はレディーミクストコンクリートやセメント、モルタル等と同じ「コンクリート類」の品目に分類される。
No.17	工期の2か月前までに単品スライドの申請を申し込む事となっていますが、アスファルト合材プラントは毎月、単価を見直すことと通知してきている。現在の制度ではアスファルト工、施工前までの申請とするにならないか。	説明会においてもお伝えしたとおり、手続き期間、現場の後片付け期間等を考慮して申請・協議期間を設定しているため、基本は「残工期が2ヶ月以上ある全ての工事」が対象工事だが、最終的な数量の確定までに期間を要する場合などこれによりがたい場合も想定されるため、その場合は、発注者と十分調整の上実施できることになっている。 (単品スライドマニュアルP43,44) 今般の中東情勢の状況下ではこのような「但し書き」の場合として認められると考えている。一概に残工期2ヶ月以上に縛られることなく、発注者に相談・協議していただきたい。
No.18	免責1%の現システムだが、アスファルト舗装工において、材料費を除く標準的な車道舗装において直接工事費舗装単価は1㎡当たり234円であり、舗装単価の9～11%である。アスファルト舗装は材料単価に左右されやすい工種であり、免責1%は大きな金額であり、施工者の損益に対する影響が大きい。この工種においては免責1%制度を改めることができないか。	単品スライド条項は企業の規模を問わずあらゆる工事を対象とするものであることから、受注者の負担割合は標準請負契約約款の第30条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれることがないよう定められた「請負代金額の1%」を採用したものである。(単品スライドマニュアルP2)
No.19	現在の単品スライド条項で、単品スライド額算定する際に変動額が請負代金額の1%を超えない品目は単品スライドの対象外とする記載があるが、この1%の割合を今後下げる事は考えていないのか。(例えば限定的に0.5%に下げるなど)	単品スライド条項は企業の規模を問わずあらゆる工事を対象とするものであることから、受注者の負担割合は標準請負契約約款の第30条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれることがないよう定められた「請負代金額の1%」を採用したものである。(単品スライドマニュアルP2)
No.20	現在、県や町の入札時に用いる積算単価は土木工事資材単価表として半年毎に更新し公表されているが、近年の物価高騰を受けて単価は月毎に変化していると思われる。国と同様に毎月単価表を更新し、積算に反映出来る様に国から指導等を行って頂きたい。	公共工事の品質確保の促進に関する法律等に則った適切な対応がなされるよう、発注者協議会等を通じて対応する。
No.21	今回、中東における戦争によって国際価格の高騰などといった予測不可能な特別事情による急激なインフレーションについては、公共工事標準請負契約約款第26条第5項の単品スライド条項で対応するのではなく、第6項のインフレ条項を適用すべき。制約条件、足切り、資材の規定を排除し、発注者と受注者が協議の上解決する対応をとってもらいたい。	インフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般について、急激なインフレーション又はデフレーションといった短期間で急激な変動が生じた場合の中間修正的な変更である。 単品スライド条項は、特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更である。また、急激な価格高騰のタイミングにおいて、積算価格(実勢価格)に価格変動が反映されるのにタイムラグが生じた場合においても、実際の購入金額でスライド変更額を算定可能となっている。 なお、インフレスライドと単品スライドは併用することができ、申請の順番は問わない。変更契約は、中間修正的なインフレスライドが先行し、精算的な変更である単品スライドを最後に実施することになる。

No.	問	回答
No.22	単品スライド条項を適用する場合、工期が2ヶ月以上残っていないなければならない、この条件をなくしてほしい。	説明会においてもお伝えしたとおり、手続き期間、現場の後片付け期間等を考慮して申請・協議期間を設定しているため、基本は「残工期が2ヶ月以上ある全ての工事」が対象工事だが、最終的な数量の確定までに期間を要する場合などこれによりがたい場合も想定されるため、その場合は、発注者と十分調整の上実施できることになっている。 (単品スライドマニュアルP.43,44) 今般の中東情勢の状況下ではこのような「但し書き」の場合として認められると考えている。一概に残工期2ヶ月以上に縛られることなく、発注者に相談・協議していただきたい。
No.23	現在、急激な価格変動が起きている資材（特に石油に由来するアスファルト合材等）を発注者支給にいただきたい。	現状そのような対応は考えていない。
No.24	下部工の生コンなどの対象数量において、底板・柱・梁などの施工部位ごとに設計数量を分けるのか。	各工事においてスライド額の算定の対象となるのは、品目毎の変動額（増額分又は減額分）が請負代金額の1%を超える品目である。（単品スライドマニュアルP.4） 橋梁下部工の場合は、部位毎ではなく、品目毎（鋼材類、コンクリート類）で確認いただきたい。
No.25	当初設計価格より高額で購入したため（1%を超えていた）単品スライドを請求したが、実績価格が上がっていなかったため、計上できないと言われたことがある。	令和4年の改定により、購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可となった。 実際の購入金額が実勢価格よりも高い場合で、実際の購入金額により価格変動後の金額の算定を行うことを希望する場合は、対象品目と対象材料を発注者に申し出た上で、実際の購入金額が適当な購入金額であると証明する書類として、購入実績を証明する書類に加え、原則として当該地域での市場取引価格が確認できる2社以上の見積りを提出する。（単品スライドマニュアルP.8,9,10）
No.26	受注者負担額について、単品スライドの場合、最終請負代金額の1%であると認識しているが、そもそも請負代金額では間接工事費を含んでいるため、受注者負担額が大きく計上されるのではないか。	単品スライド条項は企業の規模を問わずあらゆる工事を対象とするものであることから、受注者の負担割合は標準請負契約約款の第30条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれることがないよう定められた「請負代金額の1%」を採用したものである。（単品スライドマニュアルP.2）
No.27	機械設備工事における機器単体費（機器）は単品スライドの対象となるか。 対象の場合、マニュアルの単品スライドに関する説明を参照すれば良いか、それとも別の運用マニュアルがあるのか。	スライド額の算定の対象とする品目の整理にあたっては、「鋼材類」、「燃料油」、「アスファルト類」、「コンクリート類」で区分し、それ以外の主要な工事材料については、受発注者間の協議により決定するものである。 (単品スライドマニュアルP.37) 詳細は、発注者に協議願う。
No.28	今回ご説明いただいた内容は、北陸地方整備局以外の地方整備局も同一見解、同一運用との解釈で良いか。	全地方整備局が同じ説明資料、同じマニュアルを使っており、同一見解、同一運用と解釈していただいて構わない。
No.29	今回の単品スライドの条項の運用は「工事」に適用していると思うが、「物品・役務等」への適用はないという認識でよいか。ない場合、どのような考えで工事とそれ以外で分けられているかをご教授願う。	今回の単品スライド条項の運用は、「物品・役務等」への適用はない。なお、「物品・役務等」については、コスト上昇に伴う契約金額の変更等があった場合は、個別に協議のうえ、適切に対応する。

No.	問	回答
No.30	単品スライド条項適用による請負金額の変更について、地方自治体（特に市町村）発注工事の適用実績率が低いと感じている。（業界紙でも記事にあり） 現状の課題（諸事情）、今後の展望等があったらお聞かせ願う。	地方自治体発注工事における単品スライド条項の適用については、発注者が適用を認めていないのか、そもそも受注者から請求されていないのか等については把握していない。 北陸地方整備局においては、国に機関だけではなく県や市町村も含んだ発注者協議会の場において、今般の中東情勢の変化等を踏まえ、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保に努めるべく、単品スライドマニュアルの再周知を行っているところ。
No.31	FAQの回答に「燃料油の使用形態は、非常に多岐にわたる機械で使用されるものであり設計数量の全数量に対して証明書類を求めるのは現実的ではないことから、設計数量内の範囲については書類による証明がなくとも単品スライド条項の対象数量とすることができる。」とある。 この内容から、設計数量内の範囲＝証明書類は不要と解釈するが、この場合、 ①証明書類が不要の中で、単価はどのように反映されるか。（単価が反映された領収書が必要になるか） ②燃料油量の算出は、標準積算基準による機械運転費から設計数量を求めるのか。 加えて、標準積算基準の機械運転単価に該当しない（歩掛見積）の場合、施工パッケージ、市場単価での積算の場合等についても算出方法をご教示願う。	①単品スライドマニュアルP.25～29に記載のとおり、証明されなかった数量（V2）については、工事期間の平均価格（契約の翌月から工期末の前々月迄の実勢価格の平均価格）にて算出する。（対象材料計算総括表の提出は必要。） ②燃料油量の算出は、積算基準書により数量を算出している。歩掛見積の場合は見積数量、施工パッケージの算出については国総研HP、市場単価については材料分離可能なものを算出している。